

令和元年9月定例議会 議案概要		担当課	子育て応援課	種別	条例															
議案番号	議案第68号	議案名	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について																	
目的	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)の施行(平成31年4月1日)に伴い、所要の改正を行うもの。																			
内容	<p>1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</p> <p>児童の発達に必要な水準を確保するため、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、省令を踏まえ、条例で基準を定めている。</p> <p>家庭的保育事業は、主に0歳から2歳児までの児童を対象とした小規模保育施設等で、待機児童対策と多様な保育需要に応える事業として全国的に実施されている。</p> <table border="1" data-bbox="368 797 1433 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員等</th> <th>保育実施場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 小規模型保育事業</td> <td>6～19人</td> <td>保育者の居宅、その他の場所</td> </tr> <tr> <td>(2) 家庭的保育事業</td> <td>1～15人</td> <td>保育者の居宅、その他の場所</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業所内保育事業</td> <td>—</td> <td>事業所等</td> </tr> <tr> <td>(4) 居宅訪問型保育事業</td> <td>1:1(保育者:児童)</td> <td>保育を必要とする子どもの居宅</td> </tr> </tbody> </table>						定員等	保育実施場所等	(1) 小規模型保育事業	6～19人	保育者の居宅、その他の場所	(2) 家庭的保育事業	1～15人	保育者の居宅、その他の場所	(3) 事業所内保育事業	—	事業所等	(4) 居宅訪問型保育事業	1:1(保育者:児童)	保育を必要とする子どもの居宅
		定員等	保育実施場所等																	
(1) 小規模型保育事業	6～19人	保育者の居宅、その他の場所																		
(2) 家庭的保育事業	1～15人	保育者の居宅、その他の場所																		
(3) 事業所内保育事業	—	事業所等																		
(4) 居宅訪問型保育事業	1:1(保育者:児童)	保育を必要とする子どもの居宅																		
	<p>2 改正の概要</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 連携施設確保の経過措置の期限を更に5年間延長し、10年とする。</p> <p>イ 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。</p> <p>ウ 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。</p> <p>エ 家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行を努力義務としているが、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とする。</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の公布に伴う児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の20の改正(同条第1項第1号が削られることに伴い、同項第2号以降の号が繰り上がるもの)。</p>																			
補足事項	<p>施行日 第1条 公布の日</p> <p>第2条 令和元年12月14日</p>																			